

# 嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護（三・完）

——アメリカにおける憲法訴訟を中心として（一九六八～八〇）——

釜 田 泰 介

- 一、はじめに
- 二、問題の所在
- 三、憲法的解決策
- 四、最高裁判所と嫡出・非嫡出区分
- 五、母子関係と平等保護（以上一六四号）
- 六、父子関係と平等保護
  - (1) 扶養を受ける権利
    - (1) 父の事故死と労働災害補償
    - (2) 父の生存と扶養義務
    - (3) 父の貧困、廃疾、死亡と社会保障
  - (2) 「平等」と「行政上の便宜性」（以上一六五号）
    - 相続をする権利
  - (3) 保護監督権と養子縁組に対する同意権
  - (4) その他
- 七、最高裁判決の意味するもの
- 八、むすび（以上本号）

(2) 相続をする権利

非嫡出子は誰の子供でもないという *filius nullius* のルールの故に、非嫡出子は誰からも遺産を相続することは認められなかつた。このルールはすでに見たごとく、その後、制定法により修正された結果、母からの遺産相続が認められるようになつた。しかし、父からの遺産相続についてはコモンロールルールの尊重という姿勢が強く打ち出されてきたのである。父の遺産を無遺言相続することを非嫡出子に認めないことは憲法的にみて容認されることであろうか。このことがここで考察される問題点である。以下、相続に関する憲法判例の分析をとおしてアメリカ最高裁判所がこの問題についてどのような立場をとっているのかを明らかにしたい。

最高裁判所は七〇年代に、この問題に対し三度憲法判断を示している。相続法の管轄権は州に属すので各州により採用される無遺言相続法の内容は多様な形態を採りうる。故に、憲法的に争われる嫡出子、非嫡出子別扱いの具体的な内容も少しずつその形を異にし、ここで取り上げる三件において問題となつた法律にも次のような相違がみられる。

ⓐ イリノイ州法は、嫡出子については無遺言相続を認めるが、非嫡出子については母親（並びに母方の祖先）からの相続を認め、父親からの相続を認めていない。但し、非嫡出子のうち、その両親が結婚して、父によつて子供として認知された者は嫡出子と考えられるとされていた。<sup>(1)</sup> すなわち、非嫡出子は父の認知を受け、そして父母が結婚した場合にのみ嫡出子と同一扱いされることになつていた。

ⓑ ニューヨーク州法は、父親の生存中に非嫡出子が裁判所の認知命令を得ていた場合に父親からの無遺言相続を認めるとしていた。<sup>(2)</sup> すなわち、ここでは非嫡出子は父の生存中に裁判所において認知されている場合にのみ嫡出子と同一扱いをうけるということである。

◎ルイジアナ州法は、父により認知された上で、父に直系卑属、直系尊属、傍系親族、妻がなくて、州が当該財産を没収する前に申請すれば、父からの相続を認められるとしていた。<sup>(3)</sup> ここでも嫡出子優先の措置がとられており、嫡出子がない場合にのみ認知された非嫡出子を嫡出子扱いするということである。

この三つの規定に見られる細かい相違を捨象してこれを嫡出子、非嫡出子間の区分という大枠で把えるならこの三つの法律は同一争点を提起していることになる。だが、この細かい相違点に意を払う場合には、平等上の争いは単に嫡出子と非嫡出子との争いではなく、非嫡出子間の不平等扱いという問題をも引き起す。嫡出子と同一扱いされる非嫡出子グループより排除されている者は各法において少しずつ異なる。<sup>(4)</sup> この点を強調すると三件の争点は異なるということになる。最高裁は後者の立場から問題の解決をはかるうとするのである。以下三件について考察したい。

### 〔Labine v Vincent〕<sup>(5)</sup>

相続における非嫡出子別扱いの適憲性を初めて最高裁で争ったのは、前述◎のルイジアナ州の民法の規定の不平等性を問題とした一九七一年の Labine v Vincent 事件である。<sup>(6)</sup> これは、父の生前、父によって認知されたいた非嫡出子が、父が無遺言<sup>(8)</sup>で死亡した後、母を通して自分が父の唯一の相続人である旨の判決を求めたところ、前述の民法規定を理由に拒絶された事件である。拒否の理由は、父には傍系親族（父の兄弟姉妹）が存在するということで、これらの者が父の財産全体の相続人となるということであった。連邦最高裁は、この法律を合憲と判断した。その理由は、州権論と不利益扱いの程度論との二面より構成されているといえる。

①まず判決は、遺産処理の法的規制の立法目的について、ルイジアナ州は、家族の結びつきを強化し維持するため世帯主の男性が死亡した場合の財産の処理を規制しているのであると述べる。<sup>(9)</sup> そして、このような目的から、遺産

をどのように処理するかという問題についての決定権は、憲法により州議会に付与されていることを強調する。

「家族生活を設け、保護し強化するためのルールを作成する権限と、ルイジアナ州で死亡した者により同州に残された財産の処分を規制する権限は、合衆国憲法とルイジアナ州民とにより同州議会に託されているのである。特定された憲法上の授権がない限り、いくつかの考えられる法律のうちから選択をするのは」の州議会なのであって、終身官である当法廷の判事ではない<sup>(11)</sup>のである。」

そして州議会の選択した方法の是非、當不当を評価する権限も、連邦最高裁に与えられていないとする。すなわち、州議会の裁量事項であるとするのである。

②次に、本件は、一九六八年の違憲判決 *Levy v Louisiana* のように、当該非嫡子に対し越え難い障害（insurmountable barrier）を設けている事件でないことを強調する<sup>(12)</sup>。すなわちルイジアナ州は非嫡出子の父からの相続を妨げていなじとする。父が遺言を残すことにより、非嫡出子に対し三分の一の財産を残したこと、母と結婚することと子供を嫡出子としたこと、父が認知する際にこの子供を嫡出子としたいという希望を単に述べるだけで、嫡出子と同じ条件での相続の機会を与えることができた（*Bergeron v Miller*, 230 So 2d 417）ことが指摘するのである。

そして最後に「手短かにいうと、本件で示されている状況においては、ルイジアナ州人民の選出による代表者の熟慮の上での選択を無効とするような権限を当裁判所に与えるといふものは、この平等保護条項とデュープロセス条項中のあいまいな一般的規定の中には何も見当らないと我々は判断するものである」と結んでいる。<sup>(12)</sup>これが Black 判事の手による法廷意見の大要である。

しかし、この判断についてはいくつかの疑問点が残る。

①本件の最高裁レベルでの争点は、この州議会の権限、裁量に対し、憲法的制約が加わるか否かということである。したがって、ある事項が州議会の専権管轄事項であるということを確認することは、この憲法上の問題に答えたことにはならない。家族生活に関するルール、父親の死後その残された財産をどのように処分するかに関するルールについては、州議会の専権事項であるということと、このルールをどのように定めるべきかということは、憲法的には性質の異なる問題である。前者の問題は、連邦政府と州政府との間の権限配分という憲法問題であり、後者は、憲法上州に付与された権限に対する憲法上の制限の問題である。したがって、本件において財産処分に関するルールを法定することができるか否かは、権限配分についての前者の問題といえるが、その配分を受ける条件に相続人の身分により相違が設けられている時、その別扱いが憲法的に許されるかどうかは州権に課される憲法上の制約という後者の問題なのである。ゆえに前者の問題に答えたことをもって後者の問題に対する答とはならないのである。本件の真の争点は、正にこの裁量権限の限界という後者の憲法問題にあったのである。

②しかし、判決は、州権に対する憲法的制約という後者の問題を全く無視することはできなかった。なぜなら、すでに一九六八年に最高裁は、扶養問題における非嫡出子区分に対し違憲判決を下していたからである。これとの関係については判決は、たとえ Levy で適用された合理性基準を本件のルイジアナ無遺言法に適用したとしても、当該法律は、家族生活を保持するという州益と、州内に残された財産の処理に対する指示という公益について考へると、明らかに合理的理由を有していると脚註で述べるのである。<sup>(13)</sup> 本件判決中で、Levy 判決並びに Glona 判決と共通の言語（すなわち合理性の基準）で語られている部分は脚註のこの部分だけである。しかし、これだけの意見では、なぜ、

区分設定理由と当該非嫡出子別扱いとの間に合理的関係が存在するのか説明が不十分である。Levy の論理を本件に適用するのであるなら、それはルイジアナ無遺言法の制定目的を確認した上で、それとの関係で嫡出子、非嫡出子間に相違が存在するか否かを判定しなくてはならない。ゆえに、合理性があると判断するためには、無遺言法の目的との関係で両者間に相違が存在すると言わねばならないが、それについては言及されていない。よって本件は、述べられているような Levy 判決の合理性判断を適用したのではなく、Glona 判決で採択された合理性基準の適用とみるべきであろう。それは、区分設定理由と区分との重大な関連性を求めるいわゆる強化された合理性基準であった。しかし、この基準からすると、本件でも関連性なしとの判断が出てくることが予測されるのに、現実には関連性ありと判断している。ゆえに、これは立法裁量を最大限重んずるゆるい合理性基準による合憲判断というべきか、あるいは、相続は扶養と異なるという姿勢から、区分理由と区分との間には重大な関係がある、よって先例には影響を受けないと考えていたとすべきであろう。しかし、本件脚註における説明からはそのどちらも言えない。

③ 非嫡出子には嫡出子と同一扱いされる機会が保障されていた（父の遺言、父母の結婚による嫡出子化により）から、憲法的に問題はないとする論理は、いささか奇妙な論理である。争っていたのは、相続法上非嫡出子に与えられた劣位であつたが、そこから脱却する道が別に開かれているからといって、右別扱いが違憲性を免責されるとは言えない。このような道を通らなければ嫡出子と同一化されないということも、また、大きな法上の別扱いなのであるから、これは別扱いに対する憲法的解答とは言えない。

このような不十分な合理性判断をしながら、判決の末尾のところで、修正十四条の法文はあいまいすぎて（特定されていなかったため）、州議会の裁量権を拘束するものではないと述べているのである。しかし、すでにこの法文の下で州

の裁量権を拘束するという先例が存在するわけであるから、その先例との間の相違点を説明すべきであるが、それが欠如しているのである。この辺りに法廷意見の不備な点があり、これが反対意見を生み出す原因となつたとみなすことができる。

反対意見は、本件区分を正当化するのは偏見のみであつてその他の合理的根拠は存在しないという違憲の判断を次のように示す。

「当法廷意見は、本件の中心的事実、すなわちルイジアナ州は非嫡出子を彼らの両親の非行を理由に处罚していくとするからとを、いじりでも述べていらない。当法廷が「」で審査しているルイジアナ第三管区控訴裁判所判決を書いた判事は、『彼らの両親の過ちのゆえに、罪のないその子供を罰す」とがいかに不公平であろう』と (229 So 2d, at 452) 述べて、本件差別を支持したのである。本人が何らの支配権をも有していない要素を理由としてある者が法的に不利益扱いされる」とは、この国では全く異常なことである。『その祖先だけを理由にして市民間に区分を設けることは、正にその性格からして、その制度が平等原則によるものではない自由な人々にとっては許されないとやむを得ぬ』(Hirabayashi v US, 320 US 81 (1943))。州下級裁判所は、子供を处罚する」とは両親が結婚する「」を促進するであつたから理由の法律を支持した。もしもそれが州の目的であるなら、この目的は州が影響を与えようとしている両親自体に焦点を当てる「」によって、もとと直接的な方法で十分達成可能なのである。……」で考察しているルイジアナ州法が採択された一八一五年に行き渡っていた道徳上の偏見のみが、ルイジアナ州の非嫡出子差別を支持する「」ができるのであると私は判断する。ルイジアナ州が認知された非嫡出子と嫡出子との間に設けている区分を正当化する合理的根拠を、私は見出しができないから、この差別は明らかに許されない。私は、ノースダコタ州最高裁が、同州の相続法における類似の差別を無効とする際に、正しい原則を述べたと考える。曰く『親の非行を理由にして、無実の子供を处罚している当該法律は、我が政治制度中に身を置く場を持たない。我が制度は、その基本的主義の一つとして、

全ての者に対する平等保護の主義を採択しているのである』(In re Estate of Jensen, 162 NW 2d 861 (1968))<sup>(14)</sup>。

両親が結婚することを促す（すなわち正当な家族関係の促進）という目的を達成する手段としては、この目的に関連性をもつ別手段の存在を指摘している点に注目すべきである。なぜなら、この立場が一九七二年以降の最高裁の意見となるからである。次にその点を見てみたい。

### 〔Trimble v Gordon<sup>(15)</sup>〕

前記(a)のイリノイ州法は、嫡出子については、その両親からの無遺言による相続を認めていたが、非嫡出子については、母親からの無遺言相続のみを認め、父親からの無遺言相続を許していない。本件で争われたのはこの法律の適憲性である。

本件では次の事実が認定されている。本件上告人の一人、ジョン・トウリンブルはある男性と一九七〇年から、彼が死亡する一九七四年までシカゴで同居していた。両者の間には非嫡出子の娘が一人あり、彼女も本件上告人の一人である。一九七三年一月一日、州裁判所は、その男性がこの娘の父親であることを認め、彼女の生活費として週十五ドルを支払うよう命ずる認知命令(paternity order)を出した。彼は、その後この命令に従って娘を養育し、かつ、公にも彼女を自分の子供として認めていたところへ、一九七四年二十八歳で無遺言のまま死亡した。後に残された遺産は約二五〇〇ドル相当の価値のある自動車が一台であった。本件はこの一台の車の相続をめぐる争いである。彼の死後、上告人（娘の母親）が非嫡出の娘のため、裁判所に対し、遺産管理状の請求と相続権決定の請求を行った。裁判所は、彼の唯一の相続人は、彼の父（本件被上告人）、母、兄弟、姉妹、異母兄弟であることを確認する相続権決定命令を下した。娘については、前述の州法を根拠として相続人から排除したのである。当該州法の違憲の申し立てを審議

したイリノイ州最高裁は、すでに同じ法律について同最高裁が下した合憲判決 (*In re Estate of Karas*, 61 Ill 2d 40 (1975. 6. 2)) を先例として適用し、本件でも同法を合憲と判断した（一九七五・九・一[回田]）。イリノイ州最高裁が *Karas* 判決において示した合憲の理由は次の点であった。まず連邦最高裁の下した前出 *Labine v Vincent* (401 US 532 (1971)) を先例として、正当な家族関係の奨励という公益、並びに、死亡に際しての正確にして有効な財産処分方法を確立するという公益により、当該法律を合憲と判断した。また、父親は遺言を残すことにより、娘が遺産分割に参加することを保障したのであるから、同法には、非嫡出子がその父親の遺産分割におけるかることを妨害するような「越え難い障害」は存在していないので問題なしとしたのである。すなわち、遺言を残すこと、娘が遺産分割に参加することを保障したということである。

そこで事件は、連邦最高裁へもち込まれた。連邦最高裁は、当該イリノイ州法（イリノイ遺言検認法十二条）を修正十四条の平等保護条項違反と判断し、原判決を破棄した。

まず本件に適用すべき審査基準について、Weber 判決の基準に言及する。すなわち、「『州裁判所は、制定法上の区分が少くとも、正当な州の目的に、ある程度の合理的関連性を持つこと』」を要求する（Weber, 406 US 164, 172 (1972)）。だが、この文脈で述べられた基準は、最低限度のものである。当裁判所は、時折これ以上のことを要求するのである。『州の経済社会規制に対し与えられる活動範囲は広いけれども、州法上の区分が重要な基本的個人の権利に関わるときには、当裁判所はより厳格な審査を行使するのである』 (*ibid.*<sup>16</sup>) とする。このより厳格な審査とはどのような内容をいうのであらうか。それが伝統的な厳格審査を意味していないことは、非嫡出性によるべく区分は suspect であるとした上告人の主張を、次のように退けたことから判明する。

「上告人は、非嫡出性にもとづく区分は、違憲の疑いのあるもので、したがってどのような正当化理由も厳格審査に耐えうるものでなければならぬ」と判決するよう、当法廷に求めている。当法廷は、この前の開廷期々 *Mathew v. Lucas* (427 US 495) 事件で、同じような主張について考察しそれを退けたのである。当法廷が *Lucas* 判決で認めたように、非嫡出性が、法律上の区分わけの理由として使用されるとも、違憲の疑いありと判定されてもたゞらの個人の特性と多くの点で類似している (*id.*, at 505)。しかしながら、当法廷は、類似しているだけでは『当法廷の適用するもとづく厳格な審査』を要求する上や、十分ではないと判決したのである (*Id.*, at 506)。そして、*Lucas* 判決は、非嫡出性にもとづく区分は『最も厳格な審査よりはゆるい審査の領域』に属すけれども同時に、その審査は『内容のないものであつてはいけない』という、この領域における当法廷の諸先例により明らかに示されてきている立場を確認しているのである<sup>(12)</sup>」

右意見に示されているように、本件においても、最高裁は、伝統的な一重基準のいずれをも適用せず、その中間に位置づけられる基準といえるようなものを適用するという *Lucas* 判決の立場を踏襲するのである。しかも、これが、最高裁の非嫡出子関係諸先例により示されてきた立場であると判断しているのである。

次に判決は、非嫡出子を別扱いしている立法の目的（正当化理由）三点につき個別に吟味して、その是非を判断する。

第一に吟味される正当化理由は、この区分は「正当な家族関係を促進」するものである。この理由については、判決は、当該イリノイ州法十二条との立法目的との関係はもつとも希薄なものでしかないとして次のように述べる。

「本件のような事件においては、適切な州の目的を単に唱えるだけでは不十分で、平等保護条項はそれ以上のことを要求して

しるのである。わが社会のおそらく最も基本的な制度である、家族単位に対するイリノイ州の関心の適切性について誰も異論をもつてゐない。欠点は他の所に存在する。当法廷が Lucas 事件で述べた通り、この法律の合憲性は『区分の性格と正当立法目的に対するの区分の関連性によって決まる』(427 US at 504) のである。下級審裁判所は当該十一條と正当な家族関係の促進との関係を何も述べていないのであるから、憲法分析としては不十分なものである。同様の批判は、当法廷の Labine 判決についても書いたことがわかる。しかしこの判決については、最高裁が非嫡出子問題について下した一連の判決の中での意味を考えるうえである。やむを得ず、Labine 後の非嫡出子に関する諸判決において、当法廷は、州は、男女の違法な関係から生れた子供に制裁を課すことによって、男女の行動に影響を与えるようとするが、許されるという主張を考察した結果、明らかにそれを拒絶したのである。

前述の Weber 事件において、当法廷は、非嫡出子に属する者を差別しているルイジアナ州の労働災害補償法を吟味した。正当なる家族関係を保護するとシラルイジアナ州の利益を正当と認めた上で、当法廷は『人は、自分の子供が、将来労働者災害補償給付を受けられないという理由により、違法な男女関係を持たなくなるであらう』とこう主張を拒否したのである。Weber 判決は、他の理由でも Labine 判決との間に一線を引いたけれども、この正当化理由を拒絶した理由は、同様に、本件にも適用されるものである。『非嫡出子という身分は、婚姻関係外の無責任な結びつきについての、古くからの社会の非難というものを通じて表現されてきたものである。しかし、この非難を子供自身にあびせる」とは、非論理的であると同時に正しくない。その上、非嫡出子に不利益を負わすことは、法律上の責任は個人の責任又は個人の悪行と相当な関係があるべきだとする、わが制度の基本的考え方に対するものである。明らかに子供は、自己の出生に何らの責任をも持っていないのである。また、非嫡出子を不利益扱いするとは、不正であると同時に、親の行動を抑制する方法としても効果のないものである。また、非嫡出子を両親は社会規範に合致した行動をとる能力を有しているが、彼らの非嫡出子はその両親の行動に対しても、自己の身分に対しても影響を与えることはできないのである。<sup>(18)</sup>

正当な家族関係を促進するということは、正当なる公益に属するが、その公益を達成するために、正当なる家族関係外から生れたいわゆる非嫡出子を不利益扱いするという手段は、この目的にほとんど関係のない手段であるのみならず、個人尊重の念よりみて不当な手段、目的からみて非論理的手段と判断しているのである。

第一の正当化理由として主張されたものは、「財産処分の方法を確立する」という州益であった。無遺言で死亡した男性の非嫡出子に相続の道を開くと、その男性が当該非嫡出子の父親であることの証明が困難であり、それとの関係で偽りの請求がなされる危険性があると主張され、このような事態を防止するために非嫡出子を排除するのだと主張されていたのである。また、死亡した男性が自分の父親であるという非嫡出子の申し立てにもとづく請求を申し立て毎に判断していくという方法についても、これは濫用される危険性があるということで退けられていたのである。

このような政府側の説明については、判決は、非嫡出子が父親の財産相続をする場合には、父親であることの証明に伴う難点を考慮に入れて、嫡出子の財産相続一般の場合とか非嫡出子が母親の財産を相続する場合とかに求められる基準よりもっと厳しい基準が要求される場合があるとしても、これを理由として、非嫡出子を父親の財産相続者から全く排除することは、必要性のないことであるとする。すなわち、

「当法廷は、イリノイ州最高裁判所が、死亡時の財産処分の正確性と効率性を確保するという州の適切な目的と、十二条との間の関係に対し与えた考察は、適当なものではないと考えるものである。同裁判所は、完全排除と父親であることを申し立て毎に決定するという両極端の立場の間に、中間の立場が存在する可能性を考えようとなかった……いくつかの状況においては、父親であることを証明することが難しいということによって、その父親が無遺言で死亡した時、非嫡出子に対し法上全く相続を認めないことが正当化されるものではない。本件の事実関係は、十二条の憲法的欠陥を明らかに例証している。本件非嫡出子の

父親（被上告人の息子）は、死亡前の州裁判所における父親確認訴訟において当該非嫡出子（娘）の父親であると認定された。この判決は、同様に、この非嫡出子が彼の遺産の、子供としての相続分を請求する権利を十分立証するものである。というのは、死亡時における遺産の正確かつ効率的な処分という州益は、これらの状況において彼女の請求を認めることによつても決して危うくはないからである。当該法律の適用範囲は、主張されている目的をかなり逸脱しているのである。<sup>(19)</sup>」

父親の死亡後、その財産を正確かつ効率的に処分するという立法目的から、父親である」との証明に難点の伴う場合が生じがちな非嫡出子を排除することは、部分的には、右立法目的を達成する手段として合理性をもつかもしれない。しかし、だからといって、一部の難点を理由として非嫡出子全員を排除すると、本件当事者のように父親の証明がすでになされてゐる者、または証明が簡単になされうる者をも排除するということになる。これは、立法目的達成手段としては不要なことまで行うということになる。ゆえに、立法目的との関係で、この法律の適用対象は広すぎると「こう」とになり憲法上許されないとしているのである。

第三番目の本件区分の正当化理由としては、死者は遺言を書くことと、非嫡出子に遺産の相続をさせることができたといふことである。そしてこの主張の根拠としては、前出の一九七一年 Labine 判決をあげていた。Labine では、非嫡出子である娘が父の財産を相続できる機会として、父が遺言を残す、父が娘の母と結婚することと娘を嫡出子とする、父が娘を認知する際に娘を嫡出子とする意思を表明し娘に嫡出子の身分を与える、の三種を列挙していた。そして Weber 判決で、最高裁が Labine と Weber を区分した理由の一つとして、争われた州法が子供の認知を妨げていたといふことがあつたことは事実である。」のようない点について、本件法廷意見は、「こで問題となつてゐることは、」のよう非嫡出子に相続を認める別 の方法の有無ではなく、無遺言法中の非嫡出子別扱いの適憲性であると

する。

以上が高最裁違憲判決の骨子である。次に、本件判決の意義とこの判決のもつ問題点を指摘しておきたい。

①第一の意義は、「正当な家族関係の保持」ということと、嫡出子、非嫡出子別扱いとの間には関連性がないと判断したことである。前記の一九七一年の Labine 判決では詳細な理由の説明のないままに簡単に合理性ありとの判断が下されていたのに對し、本件ではこれを否定したのである。すなわちこの判断は、当判決は一連の扶養に関する事件の中で最高裁が示してきた態度は、相続の分野においてもあてはまるというふうとを、確認したことを意味するのである。

②第二の意義は、遺産を正確にかつ効率的に処理するという公益を達成するため、非嫡出子を排除したという主張をも、認めなかつたことである。すなわち、非嫡出子の父性証明の難しさが、偽りの父性の申し立て、それに基づく偽りの相続請求を導き出すことになり、遺産の正確な処分を妨げることになるから、非嫡出子を相続権者から排除しなくてはならないという主張に対し、判決は、この目的を達成する手段としては、父子関係の立証されている本件非嫡出子のような者をも排除する必要はないから、本件手段は適用対象が広すぎ許されないとしたのである。この点についても Labine 判決ではただ単に合理性ありとの判断が示されただけであった。

③ Labine 合憲判決の理由の一つは、非嫡出子には嫡出子と同一扱いされる機会が保障されていたということであった。本件判決は、非嫡出子に対し相続への道がすべて閉ざされているのではないからといって、区分の違憲性を救うことにはならないとする。すなわち、Labine 判決中に存在した「越え難い障害」にまで至らない差別は許されるという態度を、正面から否定したのである。」のように本件判決の意義は、三つの点で Labine 判決の論理を否定し

たところに見い出されるのである。

④本件判断を引き出す上で適用された基準は *Mathew v Lucas* で示されたものである。それは厳格審査とゆるい合理性基準の中間に位置するものである。本判決で、扶養問題に統じて相続の領域にもこの基準を適用することが確認されたことにより、嫡出子、非嫡出子区分問題はこの基準をもって判断するとの最高裁の立場が確定してきたといふことができるであろう。しかしここで注意すべき点は、*Lucas* ではこの基準の適用の結果、合憲の判断が下されたのに対し、本件では違憲判決が示されたということである。同じ中間基準の下での判断でありながら、本件の場合は、手段の必要性、正確性の判断という厳格審査の要素とされるものが重視されている。これに対し、*Lucas* でのその内容は、立法裁量を重んずるというゆるい合理性基準の要素が強調されていた。このことは、中間基準の内容は非常に幅のあるものであることを示すのか、それとも *Lucas* における判決は本来の中間基準によるものではなかつたのか、その点への言及が本件では欠如している。これが将来に残された本判決の第一の問題点といえよう。

⑤最後に、本件判決の射程距離について述べておきたい。本件判決は、相続権の付与についての嫡出子、非嫡出子区分を無条件で違憲としているのではない。これが違憲となるのは、まず、その区分理由が正当な家族関係の保持である場合である。この場合には、区分の具体的な内容とは無関係に違憲となるということである。そしてまた、非嫡出子に相続への道を開く方法を別途設けているということも、非嫡出子別扱いを許す理由にはならないということである。しかし、区分理由が遺産の正確な処理という場合には、いかなる内容の別扱いも違憲となるとしているのではないか、本件のように父子関係が証明されていて偽りの申請が起らないものを排除している法律をのみ、違憲としたのである。すなわち、非嫡出子を完全排除していることを許されないとしたのであるから、完全排除でない場合は合憲とする。

される可能性もあるのである。なぜなら Lucas で合憲とされた条項は、実際に扶養されていたことを証明できる非嫡出子全てに対し給付を認めるものであった。この立場からすると、本件でも、イリノイ州法が父性証明のできる非嫡出子全てに対し父からの相続を認めていたなら、同法は合憲とされていた可能性が考えられるからである。この推測は、判決の脚註において次のように述べられていることから裏づけられるのである。

「父性証明はいろいろな形をとりうる。あるものは他のものよりも不正確で非効率的というもつと重大な問題を生み出すであろう。もちろん州は立証要件を設けるに際して、これらの相違を認める自由を持っている。本日の当法廷判決は、州の利益を危うくしない形の証明方法に対してのみ向けられているのである。それは例えば、父性についての前もっての判定とか、正式の認知とかが存在する事例を指しているのである。したがって、不正確で州に不当に負担を負わすような父性証明方法を排除するために、州法が注意深く作成されていれば、当法廷は別の判断を下すこともあるのである。<sup>(20)</sup>」

本件判決に対してはこのような条件が付されていたため、今後最高裁は具体的規定を個別的に吟味することで適憲性の判定をすることが予測されるのである。このような予測の中で、合憲判決が下されるのである。それが Lalli 判決である。

### 〔Lalli v Lalli<sup>(21)</sup>〕

前記⑥のニューヨーク州法は、子供が父親から無遺言相続をする際の要件として、子供が非嫡出子の場合には、父親の生存中に裁判所の認知（父性確認）決定を得ていることを求めていた。すなわち同法によると、父親の生存中に裁判所が父子関係の存在を確認する決定を出した場合にのみ、当該非嫡出子は父の嫡出子としての扱いを受け、父からの相続が認められることになっていたのである。これに対して、子供が嫡出子の場合には同法はこのような要件を

課していなかつた。本件はこのような形での嫡出子と非嫡出子との別扱いの適憲性を争つた事件である。次のような事実関係が認定されている。

一九七三年一月七日に無遺言で死亡した男性には、妻（生存）と、婚姻関係にない女性（一九六八年死亡）との間に生れた二人の子供（非嫡出子）とがあり、彼ら三人があとに残された。夫の死後、妻が遺産管理人に任命された。その後、この二人の子供（非嫡出子）が相続権を申し立てたことにより本件は始つたのである。この一人は父親の生存中に、裁判所の認知決定を得ていなかつたこと、しかし父はこの一人を自分の子供と認める言動をとつていていたことが認められている。そこで、妻の主張は、当該二人は前述法定要件を満たしていないから遺産相続資格を欠くというものであるのに対し、子供の主張は、この要件は非嫡出子を差別するもので修正十四条の平等保護条項を侵すから自分達も遺産相続資格を有するというものであつた。

ニ ニューヨーク州裁判所は、第一審も二審も共に子供の違憲の主張を退け、妻の主張を認める判決を下した。これに對し連邦最高裁は、本件が同裁判所に係属中、同裁判所が下した *Trimble v Gordon* 違憲判決と本件とが争点に類似性をもつという立場から、本件原判決を破棄し *Trimble* 判決に照らして再審理すべく原審に差し戻した。<sup>(22)</sup> 原審（New York Court of Appeals）は、本件と *Trimble* との相違を強調し本件を合憲とする判断を再び下したので、再度連邦最高裁の法廷を持ち込まれた。

連邦最高裁は五対四で、当該ニューヨーク州法を合憲と判断した。その合憲の論理は次のよろんなものである。

①まず、*Trimble* 事件で違憲とされた法律と本件で争われている法律との間には相違が存在すると述べる。第一の違いは、非嫡出子に課された遺産相続要件にみられるとする。すなわち *Trimble* では「父の認知」と「両親の結

婚をおしての子供の嫡出子化」という一つの要件が課されていたのに對し、本件における要件は両親の婚姻上の地位とは無関係で、父子關係の存在が父の生存中に司法手続において確認されているということだけであった。本件では両親の結婚をおして子供が嫡出子とされることは要件とされてはいない。

第一の相違点は、非嫡出子別扱いにより達成されようとしている立法目的（公益）においてみられるとする。Trimble では正当な家族關係の保持促進という目的が主張されていたが、本件にはこのようなものは存在していないとする。

②次に本件立法の目的と、非嫡出子を別扱いするに至った理由を次のように認定する。本件立法の根底にある目的は、死亡により残された財産を正しく処理することにあるとした上で、このような問題は州の重大な管轄事項に属す問題であることを当法廷は貫して認めて来たとする。そして、非嫡出子が父親の遺産を相続するについて、父の生存中における裁判所による父性確認という要件を課した理由は、父性証明が母性証明に比し一般に難しいことに起因して起りやすい父の死後の偽りの請求（申し立て）を防止する必要があること、並びに父の死後まだ名のり出ていない非嫡出子による請求の可能性を断ち切ることにより、遺産処理に最終性を与えることで遺産を保護する必要性があることであるとする。

③次に、これらの偽りの申し立ての防止と遺産の保護という重大な公益とは、父の生存中に司法手続をおして非嫡出子に父性確認を獲得させることで達成されると判断する。すなわち父の生存中に父性論争を行わすことにより父に反証の機會を与えることができ、父性確認はより正確性を帯びることになり死後の申し立てを防止できるとするのである。と同時に、遺産管理開始前に父子關係の存否問題が解決されることにより、遺産の処理が迅速かつ正確に

なさるとする。

以上の理由によりパウエル判事は、本件で争われている条項は同法が達成しようとしている重大公益に実質的関係を有すると判断するのである。<sup>(23)</sup>

これに対しブレナン判事が反対意見<sup>(24)</sup>を述べている。その論理は(1)父が子供を認知しているときには偽りの父性申し立がなされることはない。たとえこの確信が根拠のないものとしても、ニューヨーク州はこの目的を達成するため本件で法定されている要件よりももつと侵害性の少ない手段を使用することができたはずである。(例えば、父の認知に加えて明白かつ説得力のある証拠、又は合理的な疑いの余地すらない証拠による父性証明というように厳しい立証基準を課すこと)とする。(2)未知の非嫡出子が父の死後請求することから遺産を保護するという第二の立法目的とこの手段との関連性は、第一の目的とこの手段との関連性よりももつと希薄である。印刷による告知、短い時効期間といった別手段でもってしてもこの目的を達成することができる。以上の(1)(2)によりブレナン判事は、正当公益に対しその達成手段である非嫡出子に対する相続要件は実質的関係を有していないと主張する。すなわち本件は Trimble 事件と同じく、公益を害さない者(本件の子供は父が生前に認知していた子供であるから、すでに知られていた非嫡出子であり、その点では偽りの申請をする恐れも父の死後遅れて請求をする恐れもない者である)を排除する許されないものであると述べるのである。

本件判決の特徴として次の点を指摘できよう。

①「正当な家族関係の促進」という公益を達成するために非嫡出子を別扱いすることは、もはや憲法的には許されないとあるということを再確認していることである。Trimble と本件とをこの立法理由の有無により区別しないことであるといふことを再確認していることである。

うとしている点に、それは示されている。

②「偽りの申請防止」という目的達成のために非嫡出子を別扱いすることは許されるとしている。これは Labine においても合理性ありとの判定が下されていたのであるが、本件では単に合理性ありというのではなく、この目的に区分は実質的関係を有すると判断されているのである。すなわち本件は中間基準による合憲判定なのである。中間基準により、同じ問題が Trimble に於て違憲とされていたことを考へると、この判断には疑問が残る。その点を、反対意見は指摘するのである。反対意見は本件と Trimble を同一事件とみているのである。

父の死後における偽りの申請を防止するためには、父の生前に裁判所で子供を認知しておく必要があるのだろうか、父が生前に子供を単に認知していたとか自分の子供として養育していただけではいけないのか。本件判決のように生前ににおける裁判所の認知決定という特定形式の認知のみを要件とすると、実際に父子関係が存在した多くの非嫡出子を遺産相続の機会から完全に排除する」となる。そうであるなら、本件においても Trimble の場合のように、法律の適用が不必要的部分にまで及んでいるという欠陥が存在しているといえるのである。したがって適用対象が広すぎるがゆえに違憲とすべきであろう。このような判断が示されなかつたのは、最高裁が、迅速かつ正確な遺産の処理を達成するためには一部の非嫡出子が不利益を被ることも止むをえないとする、「行政的便宜」を「平等」より重んずる姿勢に傾いたからであると見るべきであろう。本件判決にはその意味で *Mathew v Lucas* 判決と共通の傾向が見られるのである。すなわち、本件は一つの推定事実を含んでいるのである。それは、父の生前に裁判所で認知決定を得ていた者だけは真実の父子関係を有していたといえるが、それ以外の非嫡出子については父子関係の可能性は低いということである。この推定事実は、前者のタイプの非嫡出子との関係では真実であるが、後者のタイプの非嫡

出子については必ずしも真実とは限らない。であるなら、少くとも後者のタイプの非嫡出子に対し Lucas におけると同様に父子関係立証の機会を与えねば、Lucas 判決の論理からしても合憲とはいえないであろう。したがって本件は、立証の機会すら与えないと Lucas 以上に行政の便宜を重視した合憲判決なのである。この点に Lalli の最大の問題が存在するというべきであろう。

以上、相続領域における三件の判決を考察した。これにより、ここにおいても扶養の場合と同じように、最高裁は、Trimble において嫡出子、非嫡出子の平等性という基本姿勢を示しながらも、遺産処理上の個別的審査というきめの細かい方法を避け、それよりも一步後退した（しかし非嫡出子完全排除より一步前進した）、概略性による判断という行政の便宜性を考慮に入れた方法を認めた瞬間に、平等という基本姿勢を貫くことを不可能にしてしまったのである。次に、その他の父子関係領域における最高裁の立場を考察したい。

### (3) 保護監督権と養子縁組に対する同意権

コモンロー上非嫡出子は何人の子供でもないとして実の両親との一切の関係を認められていなかつた。このことは、子供は親に対し扶養、保護監督を求める権利を有していないことを意味し、また親は子供を扶養し保護監督する義務を有していないことを意味した。非嫡出子に対するこのような義務は、一切社会が負うとされていたのである。これが filius populi のルールであつた。この厳格なコモンロールールはその後緩和された結果、母親は非嫡出子の扶養、保護監督の義務を負わされたが、父親はそこから排除された。すなわち、非嫡出子は母に対しては右のような請求をすることが認められたが、父に対してはそれを行うことが認められなかつたのである。一旦非嫡出子と母との関係が

嫡出子と同様に認められると、父との関係が認められないことについて、法の平等保護との抵触の有無という問題が提起されることになるのである。このうちの扶養問題についてはすでに考察した。ここでは父の非嫡出子に対する保護監督権をまず考えることにする。

また、コモンロー上は非嫡出子を他人との養子縁組を通して嫡出化する道も閉ざされていた。しかしこれが一旦認められるようになると、この分野においても法の平等保護への抵触の有無を問う問題が生ずる。それは前述のように非嫡出子の母子関係を認めた結果、非嫡出子の養子縁組に対する親の同意についても母親の同意は求めるが、父の同意は不要とする現象が出てきたからである。

この二つの別扱いは、共に、非嫡出子に対し嫡出子と同様の父子関係を認めないことは法の平等保護原則の容認することであるかという憲法問題として考察することができると同時に、また、母親（女性）に対し与えられている権利を父親（男性）に対し拒否することは許されるかという性区分の憲法適合性問題として考察することも可能なのである。以下、最高裁の下した三件について分析してみたい。

ここで考察する三件で争われた法律は、次のように嫡出子と非嫡出子をその父との関係において別扱いしていた。

④イリノイ州法は、親が子供に対する義務の遂行を怠っている場合、子供を親元から引き離して州の保護下に移すことを定めていた。州は親に対し、告知、聴聞を行い、親としての不適格性証明をした後にこれを行うことになっていた。しかし、この「親」の中から非嫡出子の父のみが排除されていて<sup>(25)</sup>。すなわち、嫡出子が親から引き離されるには父母（または生存している方の親）の不適格証明が必要であったが、非嫡出子を親元から離すには、母の場合には不適格証明が必要であるが父の場合には不要とされていた。嫡出子の父と非嫡出子の父との間に別扱いが存在したの

である。

⑤ジョージア州法は養子縁組について次のように定めている。<sup>(26)</sup> 婚姻関係から出生した子供（嫡出子）の養子縁組は、両親（または生存している方の親）の同意なしにはなしえない。但し、子供に対する権利を任意に放棄した場合、または親として適格性を欠くという判決があつた場合はこの限りではない。養子縁組時に、両親が離婚または別居している場合でも、いずれかの親は当該養子縁組に反対することができる。これに対し、非嫡出子の養子縁組については母親の同意のみが要求される。（ただし、非嫡出子の父親が、母親と結婚して子供を認知することにより、または裁判所決定により子供を嫡出子とした場合は父の同意を必要とする。）このように、嫡出子の父と非嫡出子の父との間には、その子供の養子縁組に対する発言権につき差異が設けられていたのである。

⑥ニューヨーク州法<sup>(27)</sup>は、養子縁組について嫡出子の場合にはその両親（または生存している方の親）の同意を必要としているのに対し、非嫡出子の場合には母親の同意のみを求めていた。すなわち、嫡出子の父と非嫡出子の父の間に別扱いが存在したのである。これらはいずれも、これまで考察してきた扶養、相続の場合と同じように父子関係における嫡出子と非嫡出子との別扱いであるが、扶養相続の場合には非嫡出子がこの別扱いの適憲性を争つた事件であったのに対し、ここで考察するものは、非嫡出子の父が父の権利についての別扱いという点から区分の適憲性を争うところに特徴がある。

最高裁は、一九七一年の *Stanley v Stanley* 事件<sup>(28)</sup>において④のイリノイ州法を違憲とした。それは、非嫡出子の父に対してのみ適用された親としての不適格性推定の不当性を指摘するものであつた。

「州が主張する」と大半の未婚の父は適格性を欠いた、義務を怠る親であるかもしれない。そしてまた、スタンレーはこの

ような親の一人であり、その子供は他人の手に託されるべきであるとも言えるかもしない。しかし必ずしも全ての父親がこのような範疇に入るとは限らない。ある者は子供の保護をする上で十分適格性を有しているのである。このことは多くの州が容易に認めるところである。そして本件訴訟記録中のいざれも、スタンレーが自分の子供を世話をこなした不注意な父親であるとか、あつたということを示してはいないのである。彼に主張の機会が与えられたなら、スタンレーが彼の子供の保護をするに適しているということが理解されたであろう。もしそうであれば、州がとっている法律上の政策は、保護権を彼の手に与えることにより促進されるものとなつたであろう。<sup>(29)</sup>」

義務懈怠の親から子供を引き離すことを認めていたる法律の立法目的は、子供の幸福を守ることにあった。この立法目的との関係で、嫡出子の父と非嫡出子の父とは同一状態にあるということである。すなわち義務懈怠の可能性は両者同一であるということである。同一状態にあつた両者を推定適用において不平等に扱つたことが許されないとということである。本件の非嫡出子の父にこの適格性の推定を適用しても立法目的は十分達成されるからである。立法目的達成のため不適格な親を排除しようとして、適格性を備えた親を非嫡出子の父の中から一部排除し適格性のない親を嫡出子の父の中から排除していないという点で、この法律は適用対象が広すぎると同時に狭すぎるという憲法的欠陥をもつっていたのである。

このような不完全な手段を採択した理由は、効率性をあげるという行政の便宜に配慮したからであった。このことにより発生する事態は子供を父から一律に分離することであった。判決は、家族の結びつきということを基本的権利と認定した後、推定を働くことによってこの重大な権利を侵害する正当化理由としては、行政的便宜性は十分ではないとする。ここには、行政的便宜性が正当化理由として認められるのは、それによって侵害を受ける個人の利益の

内容いかんによるという考え方が示されているといえよう。

しかしこの判決によって非嫡出子の父が、嫡出子の父と完全に同一化されたのではなかった。この判決は、嫡出子の親と同じように適格性を備えた非嫡出子の父を、不適格推定を働かすことによって別扱いすることを許されないとしたのである。ここで問われたのは「親としての適格性」であってそれ以外のことではなかつたことに注意する必要があるのである。非嫡出子の父と子の関係の程度は多様性がある。それは父子が同居し子供が扶養されているものから、同居していなく扶養も受けていない状態まで考えられる。このような多様性は、非嫡出子の父子関係を嫡出子の父子関係と同一扱いすべきか否かという憲法判断の形成に影響を与えるのであろうか。このような多様性は、嫡出の父子関係においてもみられることである点を強調すると、ここでもまた嫡出の父子関係と非嫡出の父子関係は同一状態となり嫡出の父子関係の多様性は問題とされていないのであるから、非嫡出の場合も父子関係の多様性は問題とされるべきではないと言うべきであろう。しかし最高裁は、この多様性は憲法判断形成の要素となるという立場を一九七八年の *Quilloin* 判決<sup>(30)</sup>で示すのである。それが⑥の法律についての判決である。

本件では非嫡出子は生後、母の保護監督を受けてきた。父は、子供と同居していなく養育費の支払いも不定期的であった。そして子供を嫡出子とする手続もとつたことがなかつた。以上の事実が認定されている。この子供を伴つて母親が別の男性と結婚した後、その男性が妻の同意を得てこの子供と養子縁組をする申請を提出したところ、当該非嫡出子の父がこれに対抗する形で訪問権を求める人身保護令状請求、子供の嫡出子化申請、養子縁組反対の申し立てを行つたのが本件である。ただし、実父は子供の保護権は請求していないし、子供が引きつづき当該夫婦と同居することに反対はしていない。

州裁判所は、夫婦から申請されている養子縁組が「子供の最善の利益」になると判断した上で、実父の請求を退けた。これを支持した連邦最高裁の判断は次の11点から成る。

- ① 「州裁判所は、親子間の関係を憲法上保護されなければならないが、これが何回か認められた (See, e. g. Wisconsin v Yonder, 406 US 205, 231-233 (1972); Stanley v Illinois; Meyer v Nebraska, 262 US 390, 399-401 (1923))。『州の保護、監督、養育をめぐる第一に両親の手で行われること』のが、わが制度の基本である。このもとたな第一次的機能と自由をめぐる両親にはそれを果す覚悟があり、それによっては州が代わらなければならぬ妨害する行為であらざらだとのである。(Prince v Massachusetts, 321 US 158 (1944))。そして『家族生活に関する事項における個人が選択する自由は、修正十四条のテューパロヤス条項によつて保護されるべき理由の 1 つである』(Cleveland Bd. of Education v. LaFleur, 414 US 632 (1974))。『おこな州が、不適格性のうべのある程度の立証なしに、やうやくそれが子供の最善の利益となると思われるところへんを唯一の理由として、両親と子供の反対にもかかわらず強制的に普通の家庭を破壊しようとするだふ』と、テューパロヤス条項が侵むれりふせだぬ (Smith v Organization of Foster Families for Equality and Reform, 431 US 816 (1977) (Stewart, J. concurring)) ふじへりふだ、州法だけでもいと寝怠を抱かない。しかし本件は、未婚の父親が、子供に対する実際上のまたは法律上の保護をうながすかの時点で行つていたとか求めていたという事件ではなし。また本件は、申し立てられてくる養子縁組は子供に、子供が今までに一度も一緒に生活したことのない新しい両親を与えるという事例でもなし。むしろ、本件における養子縁組の結果は、すでに存在している家族単位に完全な承認を与えることなのである。されば、上告人を除く全ての関係人により望まれてこる結果である。他の状況において州は、養子縁組を認め嫡出子化を拒否する」とが『子供の最善の利益』であるところによつて以外のことを認定するよう求められていると述べるにせよな」<sup>(31)</sup>

すなわち、これは、父が子供と同居し養育しているという形の父子関係が存在している場合に、「子供の最善の利益」を理由にこの関係を断つには父の不適格性の立証が必要であるとした上で、本件はこのようないいから、不適格性の立証なしに「子供の利益」を重視してもデュープロセス違反とはならないとしたものである。

②上告人が、自分の利益は、結婚はしたが別居ないし離婚していて子供と同居していない既婚の父の利益と同じであると主張したのに対し、

「当法廷は、上告人の利益は離婚した父の利益とたやすく区分する」とがやかると考える。ゆえに州が、既婚の父に与えていたものより、弱い拒否権を上告人に与えることは許されると考える。……上告人はこれらの手続に先行する数年間、既婚の父親が服していたのと同じような子供の扶養義務に、本来従うべきであつたけれども、彼は彼の子供に対し、一度も実際上または法律上の保護権を使用したことなかつた。従つて彼は、毎日の監督、教育、保護、子供の世話に関して重要な責任を一度も引き受けたことはなかつた。上告人は、これららの責任を免れていたことにつき不服を唱えてもいないし、また実際、彼は現段階においてさえ、彼の子供の保護権を要求してはいないのである。これに比して、子供の法的保護権は勿論のことながら婚姻関係の中心である。その婚姻関係が崩壊した父親でさえ、婚姻関係にあつた期間には子供を養育する完全責任を負うていたであろう。いかなる審査基準の下でも、州は、子供の福祉に関わっている程度における」の違いを認めることを妨げられるものではない。」<sup>(32)</sup>

」のように、嫡出子の父と本件との父との相違を強調するのである。

以上①②の理由により、本件において争われた法律(74-203, 74-403 (3))は、本件に適用された時、デュープロセス条項と平等保護条項下において上告人が主張している権利を上告人から剥奪していかつたと判断するのである。

本件は、非嫡出子の父親の権利についての不平等性を争つたものである。非嫡出子の親の権利が父と母とにより別

扱いされている場合の一例でもある。従つて、この種の問題は非嫡出子の問題として処理することも可能であるし、性による差別の問題として処理することも可能である。スタンレーは後者の方向から解決され、本件は前者の方から解決されている。

本件では、問題は「子供にとって最善の利益」は何かという点から解決されるべきであるとする。しかしこれは絶対的基準ではなく、この基準がどの程度厳格に適用されるかは、当該子供と当該父親との間に実際に存在した関係によって決まるということである。普通の家族関係にあつたのか、なかつたとすると、その場合父親は子供とどの程度の関係を保つていたのかということにより、この基準の適用される程度が決ることである。したがつて普通の家族関係にある場合にはこの基準の適用はゆるくなり、それだけ父親の拒否権は強まる。逆に、普通の家族関係にく、従つて同居しておらず、しかも生活費等の面でも定期的に子供を世話していないという全く逆の場合には、この基準は強く適用され父親の拒否権はそれだけ弱まることになる。そしてこの両極端の中間に、様々な程度の親子関係の状況が存在しており、その状況に応じて、養子縁組に対する父の拒否権の強弱が決まるのである。本件はその両極端の一方であつたということであろう。

但し、平等保護条項の問題としては、どのような基準に基づきどのような判断を下したのか不明である。また本件は、当該区分自体を合憲としたのではなく、本件の事実関係に適用する限り合憲としたものというべきであろう。したがつて状況が異なると判断も異なる可能性があるといつてよいであろう。

本判決の意味するところは二つあるといえる。第一は非嫡出子の父子関係について適用されていた推定（無責任な父親像）は本件の父子関係については眞実であつたということを示す。

第二は、父子関係の多様性は非嫡出子の父子関係についてのみ重要性を持ち、嫡出の父子関係については重要性を持たないということである。父子関係の多様性という点で両者は同一状態にありながらこのようない定が下された理由は、本件ではすでに別の父子関係（養父との関係）が存在しており、その状態の維持を養父も子供も共に望んでいたという事情が、判断に大きく影響を与えたものと思える。実父との父子関係と養父との父子関係に、子供の幸福の達成という目的との関係で、大きな差異が存在したことに、この判断の力点があるのである。従って、この両方の父子関係に差異が存在しない場合に父母を拒否権に関して別扱いすることは許されないと判断される可能性があるのである。その推測が現実となるのが次の Caban 判決である。

これは⑥の法律に対する違憲判決である。ここにおいても、前述した実父と非嫡出子との多様な結びつきの中の一つの型が関係し、それが憲法判断に大きな影響を与えていることが判明するのである。

### 〔Caban v Mohammed<sup>(33)</sup>〕

前記⑥のニューヨーク州法は、非嫡出子の養子縁組についてはその母親の同意のみを必要とすると定めていた。すなわち父の同意は要求されていなかった。本件はこの規定の適憲性を争ったものである。次のような事実関係が認められている。婚姻関係にない男女の間に二人の子供が生れ、その二人は両親と同居し養育されていた。後にこの男女は別れて、各々別の人物と結婚した。その後二組の夫婦は、当該非嫡出子をお互いに養子としたい旨申し立てたところ、母側の申し立が認められ、父側は認められなかつた。理由は、母が父側との養子縁組に同意を与えたからである。そこで父は、非嫡出子の養子縁組に対する同意権を父に与えていない右ニューヨーク州法は法の平等保護を拒否するものであるという訴えを、連邦最高裁に提起したのである。従って争点は、非嫡出子の母と父との別扱いの

憲法適合性にあつた。最高裁はこれを性区分規定として把え、憲法違反と判定した。違憲の理由は次の点にあつた。

判決は、適用基準として、性区分は何らかの重要な公益に実質的関係を有していなくてはならないという性区分事件の分野で確立されたいわゆる中間的基準<sup>(34)</sup>を、本件に適用する。当該区分を正当化する第一の理由は、母親は父親よりもより密接な関係を子供に対して有しているということであった。すなわち、母子関係と父子関係との間の根本的相違がこの区分を正当化するとされたのである。これに対し、

「この主張並びにニューヨーク州法規定の根底にある推定とは異って、母の役割と父の役割とはその重要性において必ずしも異なるとは限らない。たとえ未婚の母というものが、新生児に対しては未婚の父よりもより密接な関係をもっているとしても、親子に関するこのような一般化は子供の年令が増すにつれて立法上の区分理由としては益々受け入れにくくなるのである。本件は、未婚の父が、母との関係に完全に匹敵する関係を子供と有しうることを立証しているのである。」<sup>(35)</sup>

最高裁はこのように述べて、第一の正当化理由を拒絶する。

第二の正当化理由は、本件区分は非嫡出子の養子縁組を促進するという公益に実質的関係を有すということであつた。判決は、養子縁組先を見つけるというように非嫡出子の幸福の為に備えるという公益は重要なものであることを認定するが、未婚の父と母とを別扱いすることは非嫡出子に対し養子先を提供するという公益に実質的関係を有していないと判定する。<sup>(36)</sup> 未婚の父と母との間には、この点での子供との関係で相違は存在しないということなのである。

当該法律の根底には、非嫡出子の養子縁組を促進するという目的との関係で、未婚の父と母との間には一定の相違が存在するという考えが存在したとみるべきであろう。そこで考えられていた相違はすべて推定にもとづく事実であつて、立証されたものでなかつたということを判決は言わんとしているのである。それは、判決が父が同意を与えた

い場合と母が同意を与えない場合は、共に実の親としての関心の結果であって、父母の愛情の差によるのではないことを強調している点に示されている。また未婚の父については所在が不明であるとか、子供を養育していないとか、子供を遺棄しているとされがちであるが、これも全ての場合に当てはまる<sup>(37)</sup>ことではない。判決は、本件のように父子関係が確固としていた例では、州は非嫡出子の父を確認することに何らの難点を感じないとしているのである。

以上、判決は、立法の根底に存在する、未婚の母と非嫡子との関係と、未婚の父と非嫡出子との関係は異なるという考えは、推定事実であるとして退けているのである。この判定には、本件のもつ具体的な事実（父が非嫡出子と同居し養育していたこと）が大きな影響を与えていたというべきであろう。この点が前の *Quilloin* 判決の事実関係との違いであり、これが最高裁の判断の違いを生み出す原因となつたと言えるであろう。

以上考察した三件における判断では、最高裁は、いずれも子供の幸福の達成という立法目的を実現させる上で、未婚の父と未婚の母を別扱いするといったことの適憲性を判断してきた。子供の幸福達成のため未婚の母のみを嫡出子の父母と同一扱いし、未婚の父を別扱いした理由は、未婚の母と未婚の父は右立法目的との関係で同一状態にないということであった。このような推定は立法目的達成手段としては不正確であるから、その意味では三つの法律はともに違憲の判定を受けるべきであろうが、二件で違憲とされ、一件では合憲とされたのである。このように同種の法律に対する判断結果が異つた理由は、最高裁が、この法律の適用された各事件の事実関係を重視したことによるといふべきであろう。すなわち、各事件における未婚の父の非嫡出子に対する関係を個別に吟味して、子供の幸福達成という立法目的との関係で、母との間に一線を引く程の違いが存在したか否かを判定したのである。*Stanley v Mohammed* では、いずれの父も母と同一の状態にあつたが、*Quilloin* では明らかに異なる状態にあつたと判断したのである。各

法律の適用対象の広狭を一般的に問題とするのではなく、各事件の当事者（父）が立法の予定していた人物（母）と同等の人物というか否かを、個別に判定したところに特徴があるのである。

#### (4) その他

次に、以上考察してきた領域とは全く異なる分野における二つの合憲判断に言及しておきたい。第一は連邦入国管理制度中の非嫡出子別扱いが争われたものである。第二はジョージア州の不法行為法上の非嫡出子別扱い規定である。どちらも、嫡出子については父子関係、母子関係を平等に認めながら、非嫡出子については母子関係のみを認めた事例である。このように前述三件と同じ型の争点を含むこの二件について、何故合憲判断が下されたのか以下見てみたい。

#### 〔Fiallo v Bell<sup>(38)</sup>〕

アメリカ合衆国、一九五一年入国・国籍法一〇一条(b)(1)は、合衆国市民（又は永住許可を得ている者）の子供又は親である外国人については、入国土上、特別の優遇扱いをする旨定めていた。<sup>(39)</sup>その内容は、合衆国市民の場合には、人數割り当てと労働許可取得要件とは無関係に、その親又は子供の入国を認めるというものであり、永住外国人の場合には、人數割り当て制限は適用されるが、労働許可を取得しなくとも入国を許されるというものであった。そして同法は、ここでいう「子供」とは嫡出子、準正子、繼子、養子、母との関係により当該優遇扱い規定の適用を求める非嫡出子であって、二十一歳未満の未婚者を指すと定めていた。そして同法にいう「親」としての資格は、右に定義された子供との関係だけを理由として与えられるとされていた。父親との関係によって当該優遇規定の適用を求めている非嫡出子は、同法にいう「子供」の範囲に含まれていない。従つて父親は同法に定める「親」の中から排除さ

れている。このように合衆国の入国・国籍法は、入国に際し優遇扱いされる合衆国市民又は永住外国人の「子供」又は「親」の中から、非嫡出子とその父との関係を完全に排除していたのである。非嫡出子とその母との関係を認め、非嫡出子とその父との関係を認めない同法の政策が、法の平等保護に反するとして争われたのが本件である。

本件当事者は三組のこのような父子から成る。第一の当事者の関係した事件は、非嫡出子が合衆国国籍を出生により取得した市民であった例である。彼の父（ドミニカ共和国々民）が、当該非嫡出子の「親」として入国査証を得ようとしたところ、駐ドミニカ共和国アメリカ領事館により、彼が息子を嫡出子化しない限り「親」に与えられる優遇扱いを受ける資格を得られないと判定された。

第二の事件は、父親が帰化によりアメリカ市民権を得ていた例である。この父が、仏領西インド諸島に在住している自分の非嫡出子のために、前述の入国査証を申請したところ、子供が非嫡出子であることを理由に拒絶されたものである。

第三の事件は、非嫡出子が永住外国人の資格を有した例である。この非嫡出子がジャマイカ在住の父のために当該入国査証を申請したところ、非嫡出子であることを理由に拒否されたものである。（以上三者ともに、特別入国ビザを拒否されたということは、入国ビザを得るために一般的割り当て制限に服すことと、永住外国人の場合は労働許可をもらう必要があるということを意味する）

原告らは三点の主張をした。①当該規定は、不可避的理由又は合理的理由なしに父親の結婚上の地位、子供の非嫡出性、親の性を理由として、未婚の父とその非嫡出子とを差別することにより彼らに法の平等保護を拒否した。②未婚の父と嫡出子化されていない非嫡出子との間には、強い精神的経済的絆が欠如しているという未証明の絶対推定が

存する限りにおいて、彼らにデュープロセスの保護を拒否した。③未婚の父と嫡出子化されていない非嫡出子の結社の権利、プライバシーの権利、家庭を築く権利、非嫡出子を養育する権利、未婚の父によって育てられる権利を大幅に制限し拒否した。

連邦地裁は合憲の判定を下し<sup>(40)</sup>、最高裁はその判断を確認した。判決理由は次の如くである。<sup>(41)</sup> ただし、マーシャル、ブレナン両判事は反対意見を述べている。

①判決はまず、連邦議会は外国人の入国に関し幅広い権限を有し、入国管理法に対する司法審査は制限されたものであることを強調する。外国人の入国、退去条件を設定するのは連邦議会の専権事項であって司法統制の外にあるということである。そしてこのことは、当該入国管理法が市民の憲法上の権利を侵害しているかが争われた場合であっても同じであるとする。

②次に判決は、家族関係にある者のうちの誰に対し移民規制免除の特権を与えるかは、政府の政治部門に専権的に付与されている政策問題であって、連邦議会のこの政治判断に裁判所の政治判断を置き換える権限を司法部は持っていないとする。そして判決は、連邦議会は非嫡出子とその父との間には大体において密接な家族の絆が欠如していると考え、また父性証明の難しさを考慮したがゆえに、父子に対しては優遇措置規定を適用しないと決定したのであるうとする。しかし、続いてこの議会判断の正当性を吟味することはなく、この種の事件で議会決定の正当化理由を審査することは司法部の役目ではないとするのである。

以上、判決は、本件で非嫡出子の別扱いが外国人の入国管理法の中で定められているということだけを理由として、司法審査を完全に放棄するのである。

反対意見は、本件を市民の権利に関する事件であつて外国人の権利に関するものではないと考える。すなわち、当該法律規定の目的が、アメリカ市民と国外にいる家族とを再結合させることにあつたがゆえに、この再結合の特権はアメリカ市民に与えられたのであるとする。従つて、本件区分は市民間の別扱いであると考える。市民間の別扱い事件であれば、それが外国人の入国管理法中に定められていることだけで司法審査を排除するものではないとし、外国人の入国退去関係先例の本件への適用を拒否し、性区分と非嫡出子別扱いに関する先例を本件に適用して違憲の判断を引き出すのである。<sup>(42)</sup>

すなわち、非嫡出子の父子関係と、母子関係並びに嫡出子の父子関係とを別扱いしたところには、非嫡出子の父は非嫡出子と密接な関係を維持していないという、連邦議会の推定による判断があつたと考える。そしてこのような推定を非嫡出子の父子関係にだけ適用したことは、この推定が本件において必ずしも真実でないことを考えると、適用対象が広すぎると同時に狭すぎるという欠陥をもつことになると判断するのである。そしてこのような不正確な区分を採用した理由として「行政の便宜性」を主張することに対しても、Stanley 判決、Glona 判決を引用して許されないとするのである。このように、ここでは非嫡出子の父子関係を非嫡出子の母子関係と同一状況にあるものと考えているのである。この反対意見に強い影響を与えたのは、本件父子関係の一つ（第二の事例）において、母により遺棄された非嫡出子を父が養育していたという事実である。

次にもう一つの合憲判決である Hughes 判決の論理をみてみたい。今、見て来た Fiallo 判決は、区分が連邦の専権事項上で行われたという理由で、司法審査を全く放棄したものであった。しかし、次の Hughes 判決では、区分が州の専権事項上で行われたとしながらも、一応、司法審査を行う。それは、ゆるい合理性基準によるものであつた。

〔Parham v Hughes<sup>(43)</sup>〕

ジョージア州法は、非嫡出子の母親は、その子供の不法な死亡を理由に損害賠償請求訴訟を提起できると定めていた。そして父親の場合は、その子供を嫡出化していく母親が存在しない場合にのみ、当該子供の不法行為による死を理由に訴えることができると定めていた。<sup>(44)</sup>しかし子供を嫡出化していない父親は、子供の不法行為死を理由とする訴訟を提起できないとされていた。ゆえに争点は、嫡出子化していない非嫡出子の父親に対し、子供の不法行為死を理由とする訴訟提起権を拒否することは法の平等保護条項を侵すか否かということである。Glona 判決後十年を経て、ここに同一争点が父子関係の領域でも持ち上ったのである。事実関係は次のとおりである。

上告人は自動車事故で死亡した子供の父親であった。この子供の母親も同事故で死亡した。上告人と当該母親は婚姻関係になかった。また上告人は当該子供を、ジョージア州法の下でなしえたにも関わらず嫡出子化していなかった。しかし、上告人は当該子供の出生証明書に署名していたし、この子供の養育費を出していた。当該子供は上告人の氏名を名乗っていたし、上告人は定期的にこの子供を訪問していた。

当該非嫡出子の交通事故死後、父親が損害賠償請求訴訟を提起したところ、事実審裁判所は右法規を違憲と判定した。しかしジョージア最高裁は合憲判断を示してこの判決を破棄した。その判決理由は、当該区分は三つの公益に合理的な関係を有すというものであった。三つの公益とは①不法行為死訴訟において父性証明という難しい問題を回避するという公益、②正当な家族単位を促進するという公益、③非嫡出子の父に対し子供の死を理由とする提訴権を与えないことによって、一定の道徳基準を設けるという公益、というものであった。

連邦最高裁は本件を判定する基準を次のように述べる。すなわち、それは許されない差別が存在しない限り、平等

保護条項の下では、州住民により選ばれた議会によって通された法律中に表明されている州住民の意思を尊重するものであるとする。<sup>(45)</sup>従つてまず第一に解明すべき問題は、ジョージア州法は不当な差別をしているかどうかということである。もし不当な差別をしていないならばジョージア州法は有効性の推定をうける。よって別扱いが立法目的の達成に全く無関係でないかぎり有効とされる。

父親は違憲の申し立ての根拠として、非嫡出子別扱いと性区分に対する最高裁の違憲判決に言及していたが、本件判決は、これら両方の事件は特定クラスに対し不当な差別をもたらす法律に関するものであったとした上で、本件はこれらの両判決の流れのいずれにも属さないと判断する。

①まず非嫡出子関係の違憲判決が本件に適用されない理由を次のように述べる。即ち、これらの違憲判決の基本的論理は非嫡出子身分に一切の責任がなくそしてこの身分を変更することのできない非嫡出子を処罰することによって、婚姻関係外からの出生を社会が非難することは不正であり効果的でない、ということであったとする。そして、

「ジョージア州法は、嫡出子と非嫡出子とに對し異った負担または異なる恩恵を与えてはいられない。これは非嫡出子の父に對し、自分の子供の不法行為による死を理由とする提訴権を拒否しているだけである。上告人は、非嫡出子の父として非嫡出子を設けたことに責任がありそしてこの子供を嫡出化する機会を持ちながらそれを怠つたのである。嫡出化により非嫡出子という汚名はとり除かれ、子供は合法な婚姻関係から出生したのと同じ方法で父からの相続を認められたであろう。子供の場合には、非嫡出身分は自己の意思で得たものでも変えるものでもないが、本件上告人のような父は非嫡出子を養育する責任と、非嫡出子自身を変更してやらなかつたことに対する責任があるのである。従つて、社会が、自己の非嫡出子の不法行為死を理由とする提訴権を非嫡出子の父に与えないことによつて、婚姻外の無責任な結びつきを非難することは、非論理的でも不正でもないのであ

（46）と述べる。

非嫡出子という身分と非嫡出子の父という身分は、その身分取得に際しての責任の有無という点で異なるので、前者に対する違憲判決は後者に対し及ばないとしたのである。

②性差別違憲判決の基本原則は、州は、男女間の何らかの相違に全く無関係な（あるいは影響を受けるクラスの者の能力とか社会的身分を落すような）性による幅広い一般化を行う自由を有しないというものであったと解釈する。そして男女が同一状況にない事例で、立法上の区分が現実にこの相違に基づいていた場合には最高裁はこれを合憲としてきたことを確認する。そして本件は、この後者の形の事件であるとする。（47）

不当な差別が存在していないことから、判決は次に、本件の別扱いと正当な公益との間の合理的関係の有無の判断に移る。

本件法律中に存在する公益（すなわち区分設定理由）を、まず死亡時に遺産を正確かつ効率的に処理するために、偽りの父性申し立による損害賠償請求を防止することであると認定する。そしてこの公益と本件区分との間に合理的関係のあることを、次のように述べる。

「不法行為訴訟開始前に父性証明がなされていない場合、被告は、死亡した子供の父であると主張する者達による複数の訴訟の可能性に直面するかもしれないのである。このような不安定性によって、被告が複数の不法行為訴訟を解決することは不可能でないにしても難しくなるのである。なぜなら、父親であると主張する別人による訴訟が次々と起る危険性が常に存在しているからである。ジョージア州は、不法行為死を理由にして提訴することを子供を嫡出化することで父性を立証した父親にのみ許すことによって、この問題を処理する方法を選択したのである。我々は、この解決策が合理性を欠くものと言うことはできな

い。<sup>(48)</sup>

反対意見は、本件を未婚の母と未婚の父との別扱いという性区分事件としてとらえる。そして、性区分が許されたためにはそれが重要な公益に資するものであってこれらの目的達成に実質的関係を持っていなくてはならないという性区分に適用される基準を、本件区分に適用した上で、次の三点につき違憲判断を下す<sup>(49)</sup>。

① 「正当な家族単位の促進」と「道徳基準の設定」という公益と、本件区分との間の実際の関連性は非常に希薄であるから、当該性差別を正当化できないとする。本件には、同一争点を提起していた Glona 判決を適用できるとする。

② 「父性証明に伴う潜在的問題（偽りの申請）を前もって防止する」という公益とも実質的関係はない。

③ 母とも結婚せず子供を嫡出化もしなかった父は、子供の不法行為死によってあまり実害を被っていないという主張に対しては、このことがある一定の者に関しては真実であるとしても、他の者は未婚の母と同じように密接な関係を子供との間に維持しているとして、Caban 判決に言及している。

ここに考察した二判決は、いずれも合憲判決であるが、最高裁の意見は対立していた。その対立は、非嫡出子の父子関係と母子関係との相違を強調する法廷意見と、その相違を認めない反対意見との対立であった。法廷意見は非嫡出子の母子関係の親密性、母子関係証明の容易さを強調し、父子関係についてはこのいずれも認めることができないとしたのである。反対意見はそれを受け入れず両関係の同一性を強調しているのである。

最後に、父子関係であると同時に、婚姻関係にない男女関係そのものが問題となつた事件を考察しておきたい。

連邦社会保障法二〇二一条(g)(1)は、賃金労働者である夫(父)が死亡した場合、残された妻(母)に母親給付 (mother's insurance benefits) を支給することを定めていた。この場合の支給対象者は夫と婚姻関係にあった妻 (離婚者を含む) であって、婚姻関係になかった者は除外されていた。すなわち嫡出子の母に対し支給され、非嫡出子の母に対しても支給されないことになっていた。この区分の適憲性が争われたものが *Califano v Boles* 合憲判決である。四名の当事者の反対意見が存在する。

次のような事実が認定されている。夫の死後、妻とその子供二人は、母親給付と遺児給付を支給された。夫は結婚する前にある女性と三年間同居し、その間に一人の子供（非嫡出子）があつた。この女性と子供が申請をしたところ、子供は遺児給付を支給されたが、当該女性は死者と婚姻関係になかったことを理由に母親給付を拒否された。

母親給付の立法目的については、すでに最高裁の *Weinberger v Wiesenfeld* 判決中で、子供の福祉のためであると認定されていた。すなわち夫と死別した妻が、家庭に留って子供を養育する道を選択することを可能ならしめるところにあるとされたのである。連邦地裁は、このような立法目的に照らすと、本件法律は非嫡出子を差別するものであるとして、違憲判断を下す。<sup>(52)</sup> 本件を、母親間の別扱いとはとらえず、残された子供の間の別扱いと理解し、非嫡出子身分のみを理由とする違憲の差別と判定する。最高裁はこの判断を破棄し、合憲の判断を下す。

最高裁は、当該給付の目的は夫を失った妻の経済的窮乏を救うことにおいて、残された子供の福祉とは無関係であると考える。そしてこの経済的窮乏は、夫と婚姻関係にあった女性が最も大きく被り、婚姻関係になかった女性は当該男性により扶養されていた可能性が低いから、連邦議会が給付対象者を前者に限定して後者を除外したことは合理的であるとするのである。すなわち、立法目的と当該区分は合理的の関係を有しているとするゆるい合理性基準による

合憲判決である。

これに対し反対意見<sup>(53)</sup>は、連邦地裁と同じく立法目的を子供の福祉にあると認定する。そして当該法律は、父に実際に扶養されていなかつた嫡出子に援助を与えることにもなり、父によって扶養されていた非嫡出子に援助を与えないという点で、適用対象が広すぎると同時に狭すぎるとする。すなわち、父の死後残された母子の経済的窮乏状態を認定するのに、嫡出・非嫡出という区分を使用することは、認定基準としては不正確なるが故に許されないとするのである。

## 七 最高裁判決の意味するもの

以上、一九六八年より八〇年に至るまでの間に、アメリカ最高裁判所において扱われた二十件の非嫡出子区分に関する憲法判断（十二件の違憲判決と八件の合憲判決）を考察してきた。これらの憲法判断によりどのようなことが明らかになつたのであろうか。既に各章の終りで分析してきたので、ここでは簡単に述べておきたい。

### ① 違憲判決の論理

十一件の違憲判決は、その判決理由により二つのグループに分けることが可能である。第一のグループは、非嫡出子区分が採用されている法律の立法目的を認定した上で、その立法目的との関係で非嫡出の親子関係と嫡出の親子関係との間に相違のないことを認定し、もつて両者を別扱いしている当該法律を違憲としている場合である。不法行為法の立法目的を、扶養者を失つた子供に対する国による代替扶養と認定し（Cahill）、貧困家庭への給付の立法目的を子供の福祉と健康の保持と認定し（Levy）、義務懈怠の親から子供を引き離す立法の目的と子供の養子縁組法の立法

目的と共に、子供の幸福の達成と認定し (Stanley と Mohammed) たのち、これら立法目的との関係で非嫡出の親子関係と嫡出の親子関係の間には相違は存在しない (すなわち同一状態である) と判定し、もって違憲判決を下した事例がこれに当る。すなわち、もともと相違のない者を異つたように扱つたことを許されないとしたのである。同一状態にある者を同一に扱わなかつたことを批判しているのである。

第一のグループは、非嫡出の親子関係と嫡出の親子関係は同一状態にないとして述べられた区分理由を、検討した結果、違憲の判定を下したものである。この区分設定理由として主張されたものは二つあった。第一は正当な家族関係の保持ということである。すなわち、非嫡出の親子関係を別扱いするのは、両親が婚姻関係になかつたことを、その子供を非難する (不利益扱いする) ことで罰することにあるとされた。これに対しては最高裁は、目的は正当であるがこれを達成する手段としての非嫡出子別扱いの不正、非論理性を指摘した (Glona, Weber, Davis, Griffin, Trimble の各判決) のである。すなわち、当該目的と手段との間には全く関係がないとしたのである。むしろむしろ第一の合理性の基準すら満たされていないとしたのである。第二の区分理由は、非嫡出の親子関係を立証するとの難しさより非嫡出の親子関係には偽りの請求がなされる危険性が存在するとされ、これを防止するために別扱いをするといふことである。ここには非嫡出の親子関係についてのみ、親子関係が存在していなかつたとか、扶養がなされていなかつたとかいう推定が働かされている。この推定事実による別扱いを、最高裁は真実に反するものとし、よつて不利益扱いを受けなくてよい者にまで不利益を及ぼした (法律の適用対象が広すぎる) として、違憲の判定を下したのである (Glona, Weber, Gomez, Jimnez, Trimble 判決)。この違憲判断は、偽りの申請防止という正当公益と推定事実との不一致を批判しているところに特徴がある。すなわち、目的との関係で本来適用対象とされてはならない

者に対し法律が及ぼされている点を許されないとしているのである。これら事件では、いざれも親子関係（父子関係）は確実に存在していたし、また親は子供を養育していたのである。これら判決は、各事件の持つ事実に目を向けていわゆる強化された合理性基準による違憲判決であった。

### ②違憲判決により解決されたこと——個の尊厳の確認——

最高裁判所は、非嫡出子が扶養と相続の両領域において別扱いされてきた最大の理由を、憲法上許されないものとした。すなわち、両親が婚姻関係になかったというだけの理由で子供は非嫡出子という身分を与えられ、嫡出子と別扱いされてきたわけであるが、最高裁は、このような非嫡出子の不利益扱いが両親の行為に対する非難、両親の行為を是正、防止する手段として考えられている限り、それは近代法を支える個人責任の原則に反すると同時に非論理的であり正しくないとしたのである。この態度は違憲判決を一貫して貫かれ、これにより婚姻関係にない男女より出生した子供は、はじめて親の行為に起因する非難から自由にされ、はじめて個人として把握され評価を受ける立場を認められたのである。近代アメリカ憲法を支えた個人主義の原則、個の尊重の念の適用上の不備、不徹底がここにはじめて確認され、その是正がなされたのである。今回の一連の違憲判決の最大の意義はここにあるというべきである。

### ③違憲判決の間接的効果——伝統的家族観の修正——

これら違憲判決により、法律を通して徐々に示されてきていた伝統的家族観の修正現象を、最高裁が承認したといふことが言える。<sup>(54)</sup> まずは母子関係について見られる。最高裁は非嫡出の母子関係については、これを嫡出の母子関係と同一扱いすることが憲法の要請するところでもあるとした。一九六八年の扶養に関する Levy 判決でそれを確認した後、この態度は母親の子供に対する権利についても貫かれた (Glova)。このように最高裁は、非嫡出子の親子

関係中母子関係については、これを嫡出の母子関係と完全に同一視したのである。ここには婚姻関係にない男女の結合に対する非難の姿勢は見られない。母親が子供（非嫡出子）に対し嫡出子の母と同じように扶養、保護監督の機能を果している限りこれを法上別扱いする理由はないということである。伝統的な家族を唯一合法のものとする立場は、実質上母子関係の領域において崩れ去り、最高裁はそれを承認したということなのである。伝統的家族形態の実質的修正を認めたということである。この判断には、母子関係の親密性というものが大きな影響を与えていたといえる。

このことは、父子関係に関する十件の違憲判決によつても確認されたといえよう。非嫡出の父子関係を別扱いする上で主張されていた立法目的の一つである「正当な家族関係の保持」は正当公益とされながらも、非嫡出子別扱いと実質的関係を有さないと判定されたからである。すなわち、父が非嫡出子を養育することにより伝統的家庭の機能を果している場合には、扶養、相続、保護監督、養子縁組への同意について、嫡出の父子関係と同一扱いすべきであるとしたのである。一部立法によつて認められつつあつた伝統的家族觀の修正（一部の非嫡出の親子関係を嫡出の親子関係と同一扱いすること）を最高裁が確認したということである。これが今回の違憲判決の副次的効果といえよう。

#### ④合憲判決の論理

しかし最高裁は、非嫡出子区分を一切違憲と判定したのではなかつた。八件の合憲判決が存在する。この合憲判決は三つの理由に分けることができる。

第一は、家族法の制定権は州議会の専権であるから、憲法上の明文の授権がない限り連邦裁判所がその内容を問題とすることはできない（Labine）ということである。第一は、入国管理法の制定権は連邦議会の専権であり、司法審査の範囲外にある（Fiallo）ということである。第三は、行政上の便宜性を達成するために、すなわち法律執行上の

便宜のため推定条項を嫡出の親子関係には適用し、非嫡出の親子関係に適用しないということは許されるとするのである。一定の非嫡出の親子関係に対しては、扶養推定 (Lucas, Norton)、経済的困窮推定 (Boles)、父子関係存在の推定 (Lally, Parham) を働かせないのに対し、嫡出の親子関係にはこれらの推定の適用を認めたのである。

#### ⑤合憲判決の問題点

合憲判決の意味するところは、この三つの理由による限り、嫡出、非嫡出区分を立法上採択することは許されるということである。しかし、この立場は最高裁内部で確立されたものとはいえない。それは各判決に強く反対意見が付されていていたことから推測できる。州の専権事項論による司法審査の放棄は、別の判決 (Trimble) で既に否定されている。この同じ論理は、連邦議会の専権事項論に対しても当てはまるから、これは強力な論理とは言えない。従って、行政の便宜性が主張される場合に非嫡出区分が合憲とされる率が最も高いといえよう。しかし、これについても最高裁は、Stanley 判決においてこの理由が絶対ではないことを指摘している。ゆえに、行政の便宜性についても、今後、いかなる場合にこれが正当化理由となり得ていかかる場合になり得ないのかを明確にする仕事が最高裁に求められるであろう。この一線が明確に示されていないことに、今回の最高裁判所により解決されていない最大の問題点があるのである。

#### ⑥合理性基準の不安定性

最高裁がこの分野において、ここ十三年間に成しとげた業績は高く評価されるべきであろう。それは、非嫡出区分の多くが憲法的にみて許されないことを確認することにより、非嫡出子差別の多くを取り除くことに貢献したからである。しかしこの正義の達成は不完全なものに終つた。非嫡出子身分を立法区分理由に使用することを一部容認したか

らである。非嫡出子身分が本人の意思と無関係のものであることを確認しつつ、一定の場合にこの身分を法上使用することを認めるという矛盾を侵したのである。

この原因は、適用された憲法判断基準に求められる。最高裁は非嫡出区分を suspect には当らないと判定した。非嫡出性というものが出生による身分であることを認めながらも人種のように外部から確認されえないことを理由に suspect の範疇に入れることを拒否したのである。非嫡出子別扱い事件に対し、いわゆる厳格審査基準を適用しないことを決定したのである。厳格審査を排除した結果、事件は合理性基準（ゆるい合理性と厳格な合理性）により判定された。この二種類の合理性基準の適用が憲法判断の不徹底を生み出したと言うべきである。この基準は、立法目的と当該区分との間の関係の有無を事実によって判定するところに特徴がある。従って、目的との関係で事実が異れば判断の結果は異なる。これを非嫡出子問題に適用すると、事実の相違を認定する時に嫡出、非嫡出という本人の意思とは無関係の要素を相違認定の要素と考えることを許すことになる。その結果、この基準を適用する限り、嫡出、非嫡出区分は依然として法律中に残る可能性が出てくるのである。結局、最高裁は厳格審査を排除しそれよりもゆるい審査基準を適用することで、非嫡出子を嫡出子とは完全に別扱いするという政策と、嫡出非嫡出に関係なく個別審査を通して法的判定を下すという政策の、中間に存在する妥協的政策を実現しようとしたのである。ここに正義達成の不徹底を生む原因があつたのである。違憲、合憲のゆれの原因もこのような形での厳格審査排除にあつたというべきである。<sup>(55)</sup>

## 八 む す び

本稿は、嫡出子、非嫡出子区分がアメリカ憲法上許されるか否かというアメリカ憲法上の一問題を考察することを通して、最終的には、このような区分は近代以降の憲法の容認するとかという、近、現代憲法のかかえる共通問題に対する解答を模索しようとするものであった。ここで取り扱ってきた嫡出、非嫡出区分はアメリカ家族法上の一法律問題であった。この問題の提起した憲法的問題点は、本人の意思に關係のない先天的要素による別扱いは、憲法の容認することかということであった。

アメリカ最高裁は、嫡出子、非嫡出子という身分を出生による身分と認定しながらも、憲法上禁止されていないのみならず、*suspect*とも考えないとした。その結果、この区分が許されるか否かは、各法律の立法目的との関係によって決まるとしたのである。そして、立法目的が「正当な家族関係の保持」「偽りの申請防止」にある場合には非嫡出子区分は許されないが「行政の便宜性」にある場合には、非嫡出子区分（すなわち先天的要素）も立法上使用可能な場合があるとしたのである。これは、区分設定理由が行政上の便宜である場合に限って、法律の適用対象を決定するのに非嫡出子区分の使用を許すとしたのである。それは、非嫡出子区分が、ある推定事実を的確に具現しているとする仮定に立ってのことであった。しかし考察してきたとく、この仮定は必ずしも個人にとって真実ではないことが行政の便宜性以外の立法目的との関係で明らかにされたのである。このような推定に基づく行政は、真実でないものを真実として扱うことによる被害（人権の侵害）を放置せざるをえなくなることが明らかにされたのである。そしてこれは、近代以降の憲法の基本原則である「個人の尊重」の念と矛盾することになることが確認されたのである。

嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護（三・完）

なぜなら、非嫡出子という出生による身分は、個人を非嫡出子グループの一員として評価しようとするのであるのに對し、個の尊重は、個人を所属グループから解き放し、個として把握し、評価の対象とするところに特徴があるからである。<sup>(56)</sup> 個人をその所属するグループの一員として見る限り、そこに必ず一定の偏見予断が個人に対し投げかけられる」とになる。グループの属性とされるものが、即個人の属性とされ、そしてそこに両者の不一致が存在することになるからである。最高裁はここまで論理を展開しながら「行政の便宜」という一点で妥協を行つたのである。しかしながら、こののようなアメリカ最高裁の論理は、たとえ行政の便宜のためであつても、出生による身分以外の中立の基準を使用する」とことによってこの目的を達成することが可能な場合には、この区分の使用を控えるべきであるというところまで展開させることが可能であるとしてよからう。少数意見が追求していたのは、この点であつたといえよう。そうであるなら、この点をいま一步進め、近現代憲法を支える個人尊重の念に照らせば「非嫡出子区分」もまた、本人の意思と無関係な要素なるがゆえに憲法上許されない区分理由の一つと認定する、いや止めどあるというべきである。

(1) § 12 of the Illinois Probate Act (Ill Rev Stat C 3, § 12 (1973)).

(2) New York's Estates, Powers and Trust Law § 4-1, 2 (1966 NY Laws ch 952) (「これは懷妊中又は出生後二年内に手続を開始する、もしくは死んでしまう」)。

(3) Art. 919 of Louisiana Civil Code of 1870.

(4) 嫡出子と同一扱いられる可能性のある非嫡出子グループから排除されている者は①の場合には、認知されているが両親が結婚していない非嫡出子、認知されていない非嫡出子②では父の生存中に裁判所で父性確認をされていない非嫡出子③では認知されていない非嫡出子である。

(5) 401 US 532, 28 L Ed 2d 288. この判決について[三]木妙子「非嫡出子の地位と『法の平等保護』——アメリカ最高裁の

「判決を中心とする」比較法学八巻二号二頁（昭48）において詳細な分析検討が加えられている。尚参考、三木妙子（1973）アメリカ法110°。

(c) Art. 206 of Louisiana Civil Code of 1870 は、非嫡出子は正当手続をもって認知されたとしても嫡出子の権利を請求するにあたるに起ぬ。

(7) 同州法における認知の法的効果は次のようなものである。①両親の財産分与において嫡出子と平等に分配を受ける権利を非嫡出子に与える効果を伴うものではない。②非嫡出子に対し、両親又はその相続人からの扶養を請求する権利を与える。③父が非嫡出子宛の遺言を残した場合、遺言の下で、制限されているが、遺産受取人となる資格を与える。尚、本件子供は認知されていたが、両親は結婚しなかつたから嫡出子とはされていなかつた。

(8) 父は遺言で非嫡出子に相続人としての資格を付与することができたが、それをしてしまふとは意味する。

(9) 28 L Ed 2d 288, 292-293.

(10) *ibid.*, 294.

(11) *ibid.*, 294. りれど Levy は指すが、非嫡出子懷妊時、父母が結婚である状態にならなければ（これが既婚者である場合などを指す）父がりの非嫡出子を認知することは禁止されていた。

(12) *ibid.*, 294.

(13) 28 L Ed 2d 292, note 6.

(14) *ibid.*, 304-305. りの判断の根底に、嫡出子と父、非嫡出子と父との生物学的精神的関係は同一であるという認識が存在してゐる（*ibid.*, 301）。尚、ブランナン判事は脚註18で、法廷意見の脚註6に対し次のように反論している。「私はルイジアナ州が、家族生活を促進するという利益と、同州内に残された遺産の処分を指示する利益を有してゐることに同意する。しかし私は、これらの利益のどちらかが認知された非嫡出子に対する同州の差別に対して、なんらかの根拠をいかにして提供するのか理解できない。まだ、当法廷はこれらの州益の関連性を説明していない。」（*ibid.*, 301, note 18）また、同判事は、脚註19に於て、「……当法廷は本人の支配力の及ばない要素を理由として個人を差別する区分を suspect として一般に扱つておいた。」として、本件に適用されるべき基準は厳格審査であるべきことを述べるが、本件はこの基準によるものでもなく、ゆるい合理性すらなし事例であったとするのである（*ibid.*, 301, note 19）。尚、これを最高裁の立場とする解釈も存在する（Norton v Wein-



(33) Quilloin v Walcott, 434 US 246, 54 L. Ed 2d 511. (1978).

(31) 54 L. Ed 2d 519-520.

(33) *ibid.*, 520.

(33) 47 LW 4462 道徳感<sup>o</sup> COMMENTS, *Caban v Mohammed: Extending the Rights of Unwed Fathers*, 46 BROOK LYN L. REV. 95 (1979).

(34) Craig v Boren, 429 US 190, 197 (1977). 摘稿「性別による区分と法の平等保護—アメリカ最高裁判所一九七一—一九八〇—」(同志社ヘメリカ研究一七号一頁(一九八一))

(35) (36) 47 LW 4465.

(37) 子供の出生時に未婚の父を探し出し確認するよりも性別特別の難点が新生児の母と父を立法上区分する必要はないと判決は述べる。また未婚の父が未婚の母よりも養子縁組に対するがむだから主張せられていないし、そのような理由も存在しなとする(*ibid.*, 4466)<sup>o</sup>。

(38) 45 LW 4402.  
(39) §§ 101 (b)(1)(D) and 101 (b)(2) of the Immigration and Nationality Act of 1952, 8 U.S.C. § 1101 (b)(1)(D) and 1101 (b)(2).

(40) Fiallo v Levi, 406 F. Supp 162. 聯邦地裁合議法廷は、争われた法文は、なんらかの考え方の合理的目的を完全に欠いていたが、入国規制と無関係な目的の達成を基本的に目指すとしたと判断した。

(41) 45 LW 4403-4405.  
(42) *ibid.*, 4405-4409.

(43) 47 LW 4457.

(44) § 74-103 of the Georgia Code 非嫡出子の父は裁判所に、子供の名前、年令、性、母の名前を提示して、子供を嫡出子とするべきである旨請うる。しかし、裁判所は、この子供を嫡出子であると宣告する決定を出すことがある。この決定によれば、子供は父の遺産相続をして、氏を名のるいふかであるようになる。

(45) 最高裁は平等保護条項下での審査方法について次のよう辯駁している(47 LW 4458)<sup>o</sup>。

嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護(III・宗)

①州法は一般的に有効性の推定を受ける資格を与えられている。州議会は、一定の者を他の者とは異つたように扱うような効果を伴わざるをえない法律を通すに際して幅広い裁量権を有している。そして立法区分は、正当な公益に合理的関係を有しないのでない限り有効なのである。

②しかし、全ての法律が同じ有効性の推定をうける資格を与えられているのではない。その立法目的又は立法効果が人種基準にもとづく区分を設けることにあるような法律を州が定立する時、この推定は存在しない。何故なら、人種による区分は、憲法的意味において、もともと違憲の疑いのあるものであるからである。そして、また州が、これ以外のある一定の不变的な人間の特質（出身国、外国人・非嫡出子・性）にもとづく区分を設ける法律を定立するときも有効性の推定は働かない。

(46) 47 LW 4458.

(47) *ibid.*, 4458-4459. 非嫡出子の母と父とは同一状態にないとする。即ち、同州では父のみが任意の一方的行為によって非嫡出子を嫡出子とすることができる点と、非嫡出子の母の確認は容易であるのに対し父の確認は難しいという点をその理由としている。

尚、脚註7において Glona 判決との相違を次のように述べる。「Glona で認識された不当な差別は、既婚の母と未婚の母との間のものであった。従って、この事件では母親を確認するという実際問題も、偽りの請求問題も存在していなかった。さるに Glona では、法律は非嫡出子の母全てを、不法行為死訴訟を提起することから排除していたが、本件で争われているジョージア州法は、その子供を嫡出化していない父親のみを排除しているのである。故に、ジョージア州法は、実際には、完全排除と事例毎の父性確認という両極端の中間点を採択しているのである。母親と異り、非嫡出子の父親を不法行為訴訟から完全に排除している法律が平等保護条項を侵しているかどうかを、我々は判定する必要はない。」(4459)。

脚註9で Caban 判決との相違を次のように述べている。「ジョージア州の下では、父は子供を嫡出子化することが可能である」ということが、本件を、本日下された Caban 判決と区分するものである。ジョージア州法の嫡出子化条項によつて、父は、子供の身分と、不法行為訴訟との関係では自分自身の身分をも変えることができる所以である。そして同時に、同条項は州が父性証明問題を取り扱うための合理的方法でもある。これに比して Caban では、父は、子供の身分を変えることはできなかつたし、またニューヨーク州の養子縁組法との関係で自らの身分を変えることもできなかつたのである。」(4459)。

(48) *ibid.*, 4459.

尚、判決は、当該区分が伝統的家族制度を促進するという公益と、道徳基準を設定するという公益に合理的関係を有するかどうかについては、判定する必要はないとして述べている。(4459)。そして、本件においては上告人が父であることについて疑問はなかつたという点については、平等保護条項の機能は州法により創設された区分の有効性を判定することであり、ジョージア州法によって創設される区分は、父性証明問題を扱う合理的手段であると我々は判定したのであるから、上告人が別の方法で父性証明をする可能性があるとするならば、憲法的に無関係のことであると述べる。(4460)

- (43) *ibid.*, 4460-4462.
- (44) 47 LW 4874-4878.
- (45) 420 US 636 (1975)
- (46) 464 F. Supp. 408.
- (47) 47 LW 4878-4881.
- (48) これに反し、藤倉皓一郎「アメリカ最高裁判所の判例にみられる『家族』観」(同志社法学一六四号二〇頁)において、  
この立場から詳細な研究がなされている。
- (49) 中間基準の立場の不確定性を批判し suspect を採用すべきとする指摘がある。参考しては Notes, *Equal Protection and the  
"Middle-Tier": The Impact on Women and Illegitimate*, 54 NOTRE DAME LAWYER 303, 321 (1978). なお、  
(50) Michael J. Perry, *Constitutional "Fairness": Notes on Equal Protection and Due Process*, 63 VA L REV 383,  
401 (1977).